

第1回寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議

日 時 令和4年7月13日（水）

午後3時00分～午後4時30分

場 所 寒河江市立図書館 2階 視聴覚室

次 第

1 教育長あいさつ

2 説明 「山形県における運動部活動改革について」

教育庁 スポーツ保健課課長補佐 石田 充氏

質疑応答 （約15分）

3 協 議 15:55～

(1) グループでの話し合い(約30分)

事務局より進め方の説明

- ・グループに分かれてフリートーク

(2) その他(約5分)

- ・次回以降の日程

- ・次回の流れ

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

資料1 スポーツ保健課資料

資料2 構成員名簿

資料3 今後の予定

資料4 設置要綱

資料5 各関係団体資料

資料2

「寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議」 構成員名簿

	講師	石田 充	教育庁 スポーツ保健課 課長補佐 (学体・生涯スポーツ担当)
--	----	------	-----------------------------------

	参観者	高砂 晃	村山教育事務所 社会教育課 主任社会教育主事
	参観者	佐藤 悠介	村山教育事務所 社会教育課 社会体育主事

1 組織

(1) 検討委員会

No		氏名	所属役職名	グループ
1	委員長	佐藤志津男	市教育委員会教育長	
2	委員	芳賀 絵美	寒河江市立陵東中学校 保護者代表 (母親副委員長)	A
3	委員	宮林 成明	寒河江市立陵南中学校 保護者代表 (PTA 副会長)	B
4	委員	大沼 淳司	寒河江市立陵西中学校 保護者代表 (PTA 副会長)	C
5	委員	横山 和弘	寒河江市立陵東中学校長	C
6	委員	山口 義博	寒河江市立陵南中学校長	A
7	委員	小野 行彦	寒河江市立陵西中学校長	B
8	委員	田宮 信明	市スポーツ協会 事務局長	A
9	委員	柴田 正司	市スポーツ推進委員会 チーフコーディネーター	B
10	委員	富樫 聡	市スポーツ少年団 事務局	C
11	委員	大沼 康子	市総合スポーツクラブ アスポートさがえ アシスタントマネージャー	A
12	委員	最上 公	寒河江市芸術文化協議会 会長	B
13	委員	小川 雅彦	寒河江市芸術文化協議会 事務局長	C

(2) 事務局

No		氏名	所属役職名
1	事務局長	今野 育男	市教育委員会学校教育課長
2	事務員	大竹 純	市教育委員会学校教育課指導推進室長
3	事務員	渋谷 孝行	市教育委員会生涯学習課長補佐
4	事務員	笹原 泰治	市教育委員会スポーツ振興課長補佐
5	事務員	阿部 高典	市教育委員会学校教育課指導推進室長補佐
6	事務員	千葉 大志	市教育委員会学校教育課学校再編整備室長補佐

寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議に係る日程

月日	会議名	参会予定者	備考
7/13 (水)	第1回寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議		市立図書館 15:00～
9/28 (水)	第2回寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議 第1回の話し合いを受けた課題について (案) 次年度の予算について		市立図書館 15:00～
11/22 (火)	第3回寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議 (案) 指導者の確保について・生徒保護者の意識調査について		市立図書館 15:00～
R5 1/18 (水)	第4回寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議 (案) 来年度土日の部活動地域移行が実現可能な部活動について		市立図書館 15:00～

寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立中学校の部活動の地域移行について、関係者・関係団体の意思統一を図り、もって適切かつ効率的に推進するため、寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、寒河江市立中学校部活動の地域移行に関する検討会議（以下「市検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第3条 市検討会議は、教育長を委員長とし、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 陵東中学校保護者代表
- (2) 陵南中学校保護者代表
- (3) 陵西中学校保護者代表
- (4) 陵東中学校長
- (5) 陵南中学校長
- (6) 陵西中学校長
- (7) 市スポーツ協会 事務局長
- (8) 市スポーツ推進委員会 チーフコーディネーター
- (9) 市スポーツ少年団 事務局
- (10) 市総合スポーツクラブ アスポートさがえ アシスタントマネージャー
- (11) 市芸術文化協議会 会長
- (12) 市芸術文化協議会 事務局長
- (13) その他 教育長が必要と認める者

(会議)

第4条 市検討会議は、必要に応じて教育長が招集する。

(審議等)

第5条 市検討会議は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 市立中学校の部活動の地域移行に関すること。
- (2) その他、教育長が特に必要と認める事項に関すること。

(庶務)

第6条 市検討会議に関する庶務は、学校教育課学校再編整備室において行う。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。